

表18 対象者の選定と面接・指導の流れ

	対象者	(エ)	(ウ)	(イ)	(ア)
対象	事業場の基準 (時間外労働 80時間超)	+		+	
	時間外労働 月100時間超	-		+	
	疲労蓄積等で面接を希望したもの	-	+	-	+
情報の把握	対象者の特徴	①仕事に集中している ②症状への自覚がない (不定愁訴)	①自覚症状(+) ②仕事に対する不満(+) ③燃え尽きている	①仕事に集中している ②症状への自覚がない (不定愁訴)	①自覚症状(+) ②仕事に対する不満(+) ③燃え尽きている
	ストレステストの必要性 判定(+)	テスト(+) -	テスト(+) +	テスト(+) +	テスト(-) 当然(+)
	二次スクリーニング 多重有所見者： 労災二次健診 高ストレス者： 詳細なストレステスト	-	+	+	+
	業務状況の把握	(a) 対象者の特徴：仕事への責任度・集中度、疲労の自覚症状 (b) 前1ヶ月の労働時間等の把握（総労働時間、時間外労働時間、通勤時間等）			
面接	定期健診・深夜業健診（特定業務） 有所見者の健康指導 検査不要	目的：有所見者から要管理者にならないための健康指導 要観察 有所見：血圧、血糖、脂質、体重等の異常			
	要管理者 高血圧、糖尿病、高脂血症、肥満 検査実行	目的：要管理者から要治療者・疾病者にならないための 健康指導 要観察			
	要治療者 加えて 要休養者 高度の疲労、疾患の複合化	目的：脳・心臓疾患、メンタルヘルス不調者を出さない 要医療+要休養 指導			
判定	(ア) 診断区分	異常なし	要観察	要医療	要医療（要休養）
		無所見、精査不要	有所見、精査不要～要	検査値、疾患の悪化	入院加療が必要
	(イ) 就業区分	通常作業	通常作業（就業注意）	就業制限～要休業	要休業
	(ウ) 指導区分	指導不要	要保健指導	要医療指導	

## ア 対象者の把握：

- (ア) 時間外労働時間が100時間を超え、本人が面接を申し出た者
- (イ) 時間外労働が100時間を超えているが面接を申し出ない者、
- (ウ) 事業場が策定した過重労働に該当する者のうち、面接を申し出た者
- (エ) 事業場が策定した過重労働に該当する者のうち、面接を申し出ない者
- (ア) 群は、本人が疲労蓄積を自覚しており、面接による指導・教育が行いやすい状態である。判定については、本人の十分な納得が必要である。